

481

漫録（無名人・高等試験令第八条）

〔『法学新報』第28巻2(316)号 大正7年2月1日〕

大正7年2月1日

漫録

○高等試験令第八条

無名人

一三六

高等試験令が愈々本月十八日に公布せられ其第八条に

高等学校大学予科又は文部大臣に於て之と同等以上と認むる

学校を卒業したる者は予備試験を免す

とある、此「之と同等以上と認むる学校」中に私立大学の予科は入るべきものかどうかと云ふことが大疑問である

本月二十二日の国民新聞に某枢密顧問官の談なるものを掲げ今後文部省が単科大学令を出して私立大学なるものを認むる時に至りて私立大学に限り現行五年制の中学校全科卒業者を入学せしむる修業年限二個年の予科を置くことを得せしめ之を新制度の高等学校と同程度と認むることに略ば当局者も同意して居る云々と併し是れは幾年か先きになり単科大学令が出来た暁のこと刻下の疑問は之では解決されない余は左の理由からして今一步を進めて現在の私立大学予科卒業生を高等学校大学予科卒業生と同等と認めらるるが相当と信ずるのである

私立大学の予科に付ては設立当時は文部省が随分八釜敷干渉したもので即ち高等学校は三年なるに拘はらず一年半では余り短か過ぎると云ふことであつた併し當時中央大学などの主張は官

立大学の修業年限長きに過ぐれば其弊に鑑み大学予科の外国语は中学校に於て修めたるものに依り第二外国语を併課せず且つ

其授業時間数を増加し実力に於て決して高等学校に劣らざる者を養成することが出来ると云ふので故岸本明治大学校長なども大に此説を鼓吹せられ時の当局も之を認めたのであつた此際のことは法学士中山成太郎君が専門学務局に居られて終始論難攻撃の衝に当られたれば這般のことは同君に聽けば頗る明瞭である之が即ち一外国语制の大学予科である

委はしく云へば一外国语制の大学予科とは中学校に於て英語で養成され來つた者を矢張り大学予科でも英語のみで養成し大学部に進ましめ中学校で独逸語若くは仏蘭西語で養成され來つたれば之は直ぐ解かることである

(二) 中学校卒業—予科一年—東京高等商業学校

(一) 中学校卒業—予科二年—私立大学

(三) 中学校卒業—予科三年—帝国大学

と云ふもので(一)及(二)は専門学校(三)は帝国大学で専門学校と帝国大学の差別は予科の年限が一年長いのみであるお

負担があり又若しも中学校に於て修めたる外国语に対し必要に応じ他の外国语に転換したる時の如きは一年は中学程度のものを授業するのであれば事実二年のことにつけるのである、こうな

ると全く事実に於て差異がないのである

私立大学の予科に付ては設立当時は文部省が随分八釜敷干渉したもので即ち高等学校は三年なるに拘はらず一年半では余り短か過ぎると云ふことであつた併し當時中央大学などの主張は官立大学の修業年限長きに過ぐれば其弊に鑑み大学予科の外国语は中学校に於て修めたるものに依り第二外国语を併課せず且つ

其授業時間数を増加し実力に於て決して高等学校に劣らざる者を養成することが出来ると云ふので故岸本明治大学校長なども大に此説を鼓吹せられ時の当局も之を認めたのであつた此際のことは法学士中山成太郎君が専門学務局に居られて終始論難攻撃の衝に当られたれば這般のことは同君に聽けば頗る明瞭である之が即ち一外国语制の大学予科である

委はしく云へば一外国语制の大学予科とは中学校に於て英語で養成され來つた者を矢張り大学予科でも英語のみで養成し大学部に進ましめ中学校で独逸語若くは仏蘭西語で養成され來つたれば之は直ぐ解かることである

者は矢張り大学予科で独逸語若くは仏蘭西語のみで養成するのみならず彼の重い負担の第二外国語を併課せぬことである従て中学校で英語で養成された者を独逸語若くは仏蘭西語の大学予科に入学せしむる所謂外国語の転換の如きは許さないのである

一外国語制の大学予科は修学の年月は短かくも、こう一本調子に秩序立て行くのであるから十分の実力が著くと云ふのであるが爾来大学教育の年限短縮を要すると云ふことは漸く世論と為り且つ第二外国語の併課を廃するは年限短縮に必須欠くことの出来ないものとなつて来て今度公表された高等学校案では第二外国語はほんの申訳的の随意科と為り当局も今や現制の非を認めて漸く私立大学の予科に近似せるものを作らんとしつつある次第なれば此点は十分諒とし居らるる筈である

右に述べた如く私立大学の予科は既に設立当時から一定の方針を探り實質に於て高等学校に譲らない学力を有せしむべき確信を以て立つて來たもので当局も亦之を認めて今日に至つたものなれば今更そうでなかつたと云へた義理でもあるまい況して将に設けられんとする新高等学校の方針は私立大学予科と漸く一致せんとして居るではないか

又今一つは私立大学と専門学校令との関係である早稻田は明治三十五年に大学と為り中央、明治、法政は同三十六年に何れも専門学校令実施以前大学と為つたのである夫れど専門学校令の行はるるや當局は是等の私立大学に対して現時専門学校令以外に拠るべきの法令なれば私立大学令の設けらるる迄の間は該令に拠るべきものなることを再三訓諭したものであつて即ち私

立大学は当初専門学校令に拠りて設立したものではなかつたと云ふ事も當局に於て記憶して居て此問題を解決して貰いたい
(大正七年一月二十四日)